

【主な出席停止基準】

	病名	出席停止期間
第2種	インフルエンザ（H5N1型を除く）	発症後5日経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日をけいかするまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発症した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
	結核	病状により意思において感染のおそれがないと認められるまで
第3種	その他伝染病 ・溶連菌感染症 ・手足口病	症状により医師において感染のおそれがないと認められるまで